

# 氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和4年度 1月度)

- 1 日 時 令和4年12月27日(火)  
開会：午後3時00分  
閉会：午後3時58分
- 2 場 所 氷見市庁舎議事堂 全員協議会室
- 3 出席委員 14名  
1番 山下 裕      2番 中葉 隆      3番 道淵 登  
4番 上出 義美    5番 西塚 信司    6番 田中 昭一  
7番 吉田 武嗣    8番 宮木 克幸    9番 小澤 幹夫  
10番 田中 利男   11番 嵐 浩由    12番 扇谷 俊彦  
13番 山下 茂昭   14番 岩上 茂
- 4 欠席委員 15番 松原 邦夫
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について  
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件  
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件  
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
- 6 職務のため出席した事務局等職員  
4名  
局 長 西島 秀元 主 任 西山 直樹 事務員 池田 幸代  
  
市長部局から  
農林畜産課 課長補佐 山下 弥奈江
- 7 総会の概要  
(事務局) ただいまから、令和4年度1月度定例総会を開催いたします。  
はじめに、会長から挨拶がございます。  
  
(会長) 挨拶 (略)

(事務局) 今回も、農業委員会憲章の朗読を割愛いたします。

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、  
第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について  
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件  
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件  
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について  
であります。

□議長(会長) 本日は、松原委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中14名と過半の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、吉田委員、宮木委員をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、ご説明いたします。今月の利用権設定は、相対の利用集積計画であります。

番号1～——の借受人の氏名、面積を確認

以上、合計で——件、——筆、設定面積—— $m^2$ について、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっております。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしくお願いたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、ご説明いたします。

農地を農地として利用するためにその権利を取得する場合、農業委員会の許可が必要となります。それがいわゆる「3条許可」と呼ばれるものです。

許可申請は毎月15日締切で、翌月の総会にかけられます。許可されると、許可証を交付しますので、法務局に届出して、変更登記することになります。

今回の申請件数は4件です。

まず1件目は、氷見市\*\*——番で、申請面積は——m<sup>2</sup>、登記地目は畑です。

譲渡人 氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）

兵庫県\*\*——番地（氏名\*\*）

高岡市\*\*——番地（氏名\*\*）

滋賀県\*\*——番地（氏名\*\*）から

譲受人 氷見市\*\*番地(氏名\*\*)へ譲受人の要望で、所有権の移転を行うものです。

2件目は、氷見市\*\*番で、申請面積はm<sup>2</sup>、登記地目は畑です。

譲渡人 氷見市\*\*番地(氏名\*\*)から

譲受人 氷見市\*\*番地(氏名\*\*)へ譲受人の要望で、所有権の移転を行うものです。

3件目は、氷見市\*\*番で、申請面積はm<sup>2</sup>、登記地目は畑です。

譲渡人 氷見市\*\*番地(氏名\*\*)から

譲受人 氷見市\*\*番地(氏名\*\*)へ譲受人の要望で、所有権の移転を行うものです。

以上、3件は同じ譲受人です。譲受人の経営面積は、m<sup>2</sup>で、今回の申請農地を取得すると、合計m<sup>2</sup>となります。2件目は小作権が付いており、経営面積に含まれていますので、1件目と3件目が増加分となります。この許可申請については、5反以上となりますので、要件を満たしています。

譲受人は、申請地付近を耕作してきましたが、今回の申請地の場所の特定に至っておりませんでした。国調により場所が特定したため、このほど所有権移転を行うこととなったものです。

次に4件目は、氷見市\*\*番で、申請面積はm<sup>2</sup>、登記地目は田です。

譲渡人 氷見市\*\*番地(氏名\*\*)から、

譲受人 氷見市\*\*番地(氏名\*\*)へ譲受人の要望により所有権の移転を行うものです。

譲受人の経営面積は、m<sup>2</sup>で、今回の申請農地m<sup>2</sup>を取得すると、合計m<sup>2</sup>となります。この許可申請についても、5反以上となりますので、要件を満たしています。

譲受人は今回の申請地付近の農地を代々耕作しており、申請地の隣接地は農業用倉庫及び作業場として使用してきました。この度、申請地を育苗用に取得したいということになり、譲渡人と話がまとまったもので

す。

以上ですが、今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

（\*\*委員） 許可基準5番の地域調和要件で許可しなかったことはこれまであったのですか。ようやく売り手が見つかってよかったというのに農業委員会が反対もなかなかしづらいところがあるのですが、例えば、前の所有者が3反の田んぼで地域で決めたものを作って補助金をもらっていたのに、買った人が作りたいものを作ったら、その補助金をもらうために他のところでその3反分を作らなければならなくなる。そういうことになるような人が買うという申請があがってきた場合、農業委員会は許可しないことができるのですか。

（事務局） 今までに許可しなかったことがあるかどうかは今ここで申し上げられません。転用の時と違ってこの3条申請では隣接耕作者の同意が要件になっていません。そのため、この地域調和要件が設定されているものと思いますが、今言われたように周辺で水稻を作っているのに所有権移転して違うものを作るとなると地域の調和が保てなくなるので、事務局の段階でお断りすると思います。申請書の地域調和要件のところで影響を与えないと記入してもらいますので、そこで判断できます。

□議長（会長） 他にありませんか。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件4件につきまして、ご説明いたします。

農地法第4条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のものに転用する場合、第5条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。

なお、許可基準につきましては、後ほど説明させていただきます。  
今回の案件は、4件とも第5条申請となっております。

番号1、地区は——です。

譲受人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

譲渡人は石川県\*\*——番地（氏名\*\*）、

申請地は、氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は田として利用されている状況でした。

申請面積は——m<sup>2</sup>、転用目的が——、権利は——です。

農地区分は第3種農地です。

番号2、地区は——です。

譲受人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

譲渡人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

申請地は、氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は耕作されていない状況でした。

申請面積は——m<sup>2</sup>、転用目的が——、権利は——です。

農地区分は第1種農地です。

番号3、地区は——です。

譲受人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

譲渡人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

申請地は、氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地は住宅敷地として利用されている状況でした。

申請面積は——m<sup>2</sup>、転用目的が——です。

農地区分は第2種農地です。

なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております。

番号4、地区は——です。

譲受人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

譲渡人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

申請地は、氷見市\*\*——番、——番、申請書において地目は——番が登記、現況ともに田、——番が登記が田、現況が宅地、現地は宅地として利用されている状況でした。

申請面積は——m<sup>2</sup>、転用目的が——、権利は——です。

農地区分は第2種農地です。

なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております。

引き続き、許可基準について説明。

では、今回付された案件4件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、\*\*委員から報告を受けます。

（\*\*委員） 先般\*月\*\*日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件4件につきまして、番号1番と2番は除外申請時に現地調査を実施しており、計画等に変更がないことから改めての現地調査は不要となります。

残る番号3番と4番については、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地のある番号1番、2番、3番には隣接農地耕作者からの承諾が得られており、また4件すべてに「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されております。

以上、今回の案件4件は、違反転用の案件もありますが、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と\*\*委員の報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） （趣旨説明の後、農林畜産課より説明）

第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、ご説明いたします。

まず除外とは、農用地区域内にある農地は転用行為ができないため、農用地区域内の土地の確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼすことのない範囲で、農用地以外の用途に転用することを目的としてこの農用地区域からの除外を行うものです。

番号1、地区は——です。

願出者は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

除外対象地は、氷見市\*\*——番、——番、——番、申請書において地目は登記、現況とも田、現地は田として利用されている状況でした。

対象地の面積は——m<sup>2</sup>です。

農用地区域でしかできない理由として、譲受人は\*\*、\*\*、\*\*、\*\*の4つの支所を統合し、新支所を建設するが、組合員や水田面積の比率から\*\*地区を中心に検討しました。その中でも大型トラックが入りしやすい幹線道路に面しており、高齢ドライバーのために前面道路に中央分離帯がなく、徒歩でのお客さんのために歩道が整備されている市道\*\*線沿いで検討したところ、目的が達成可能で、かつ取得可能な土地が願出地以外になかったからとなっております。



また、\*\*地区を出発し、\*\*、\*\*地区を經由して市街地へ向かうNPO バスのコース上にもなっており、新支所前にも停留所を設置してもらえる予定なので、\*\*地区以外に居住していて運転が出来ない方でも来所しやすい形になるそうです。

農用地区域からの除外の基本的な要件として、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

周辺農地の営農、利用集積への影響については位置図より、農地の真ん中などではなく、宅地など既存の除外地に接続していることをご確認いただければと思います。

では、今回付議された案件1件につきまして、農業委員会として意見があるかについて、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般\*\*月\*\*日に行われました\*\*委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、\*\*委員から報告を受けます。

(\*\*委員) 先般\*\*月\*\*日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件1件につきまして、隣接地との境界が確定されており、排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地耕作者からの同意を得られており、「氷見市土地改良区」からの同意も得られております。

以上、今回の案件1件は、原案のとおり除外はやむを得ないものであると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と\*\*委員の現地調査報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

(\*\*委員) 近くに\*\*中学校がありますよね。そうすると交通量とか問題ないか考えなくてよいのですか。

(\*\*委員) \*\*中学校前の道路は大きいトラックのすれ違いはぎりぎりのような気がしますね。生徒の送迎する人にとっては非常に危ないコースになりますね。取り付け道路の広いほうはいいけど、\*\*中学校前の道に関しては何かしないと、あのままではまずいでしょう。学校は了解しているのでしょうか。

(\*\*委員) 通学児童が交通事故になる懸念があるかなと思います。

(事務局) 願出書を見る限りでは、市道\*\*線の広い道のほうがトラックの出入り口の前面道路になるのではないかと思います。転用の申請を受け付けるタイミングで代書屋さんを通して\*\*さんへはそういう意見があったということで\*\*中学校前の南北に伸びる道路がトラックが通るような道にならないようにという形で意見は伝えようかなと思います。

(\*\*委員) 市道\*\*線から出入りするよう意見を伝えてください。

(\*\*委員) 25ページのこの図例を氷見市の地図に当てはめたら当然出てきますよね。そういう地図はどういう形で公開されているのですか。

今の案件でも本来なら倉庫を建てるべきところに建てればいいのに、農用区域のところで申請が出てきている状況なんだけでも、氷見市として都市計画ができていますか。できていなくて事あるごとに除外の申請が出てきて工場とか病院が建っていくんですかね。

(事務局) まず氷見市の場合、大きく分けて2つしかなくて、農業振興地域に該当するところと用途地域に該当するところの2つです。用途地域というのは住宅を建てるために設定された地域であったり、工場を建てるために設定された地域がそこに該当するのですが、都市計画課の管轄になりますが定めた地域があります。それ以外はすべて農業振興地域になっています。そこで除外が必要なのは、この農業振興地域の中でも農用区域に設定してあるところであって、この農振除外というのは農業振興地域から外すわけではなくて、この農用区域から外すだけです。農業振興地域に入ったままです。

計画というより個別に申請が出てきたら農用区域から外すという対応になっているのが現状です。

地図に関しては氷見市はデジタル化していないので、除外の申請があって最終の公告が終わった段階で、手書きの地図で色を塗り変えています。その地図は事務局に保管してあるので確認の際には見せています。

□議長（会長） 他にありませんか。

……………発声なし……………

□議長（会長） 意見が無いようですので、異議等がないと認め、第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、変更案のとおり承認し、「意見無し」と氷見市長に答申することとします。

□議長（会長） 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。  
これで、氷見市農業委員会1月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年12月27日

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---